

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び活動予算書は、奈良県くらし創造部協働推進課において縦覧に供します。

平成二十八年一月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人日本無形文化継承機構

三 代表者の氏名

前嶋 文典

四 主たる事務所の所在地

天理市福住町四〇〇五番地

五 定款に記載された目的

この法人は、過疎問題に直面する中山間集落に対して、まちづくり、社会教育や文化に関する事業を行い、地域コミュニティの維持発展に寄与することを目的とする。